

競争ルールの検証に関するWG（第11回）

1 日時 令和2年11月12日（木） 14:30～15:10

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、大谷構成員、大橋構成員、北構成員、関口構成員、
長田構成員、西村（真）構成員

○オブザーバー

小室公正取引委員会事務局経済取引局調整課長

○総務省

谷脇総務審議官、竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、吉田総合通信基盤
局総務課長、大村事業政策課長、川野料金サービス課長、片桐消費者行政第一課長、
鈴木番号企画室長、大内料金サービス課企画官、中島（淳）料金サービス課課長補佐、
田中料金サービス課課長補佐、仲田料金サービス課課長補佐、中島（明）料金サービ
ス課課長補佐、雨内消費者行政第一課課長補佐、水井番号企画室課長補佐

4 議事

【新美主査】 本日もお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。
定刻よりも若干早めではございますけれども、ただいまから競争ルールの検証に関するワ
ーキンググループ第11回の会合を開催したいと思います。

本日は、佐藤構成員、西村暢史構成員が御都合のため御欠席との連絡をいただいております。

なお、本日も新型コロナの情勢を踏まえまして、ウェブ会議による会合とさせていただきますことを改めてお断りさせていただきます。

では、議事に入ります前に事務局から連絡事項がございますので、御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【中島（淳）料金サービス課課長補佐】 事務局です。

本日も、一般傍聴につきましてはウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただけますようお願いいたします。また、

ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。また、討議において御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名していただく方式で進めさせていただきます。なお、チャット欄は構成員の皆様からは御覧いただけますが、傍聴者には御覧いただけませんので、御留意ください。発言する際にはマイクをオンにして御発言いただき、発言が終わりましたらオフに戻してください。音声がつながらなくなった場合にも御活用いただければと思います。

以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたく存じます。本日は、先日発表されましたアクション・プランの概要について、事務局より御説明していただいた後に、タスクフォースの設置に関してお諮りしたいと思っております。また現在、意見募集を行っておりますMNPガイドラインの改正、それからモバイル市場の最近の動向、さらには「頭金」に関する注意喚起につきまして、事務局から御報告いただく予定であります。

それでは、まず議題1といたしまして、「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プランについて」、それから議題2の「タスクフォースの設置について」、事務局から続けて御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【中島（明）料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

それでは、資料1及び資料2に基づきまして、モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プランに続きまして、タスクフォースの設置について、2つ併せて説明させていただきます。

まずは資料1を御覧ください。こちらはアクション・プランについてでございます。表紙をおめくりいただきまして、概要の一枚ものを御覧ください。モバイル市場の大宗を占めるような携帯電話につきましては、もう皆様御承知のとおりでございますけれども、今や生活の必需品となつてございますし、生命や財産を守る、社会・経済活動を支える重要インフラとしての役割も果たしているところでございます。また、そういった性質であるが故に国際的に見ても遜色がなく、国民利用者にとって分かりやすく、納得のできる料金・サービスの実現が求められておるところでございます。

総務省におきましても、これまでもモバイル市場における事業者間の競争を通じまして、料金の低廉化やサービスの多様化を促進してきたところでございます。引き続き、公正な

競争環境を整備する取組を行ってまいるところでございます。また、携帯電話事業者につきましても、公正な競争環境の下、各自の経営判断に基づきまして、不断の取組を行っていくことが期待されているところでございます。

このアクション・プランにつきましては、総務省として今後取り組むべき事項に関する具体的な取組をまとめているところでございます。その取組につきましては、御覧のページの真ん中辺りにございます「2. 具体的な取組」に記載しておりますので、こちらを御覧いただければと思います。

今回、その取組につきまして、大きく3つの柱にカテゴライズしているところがございます。まず第1の柱といたしまして、利用者が市場とサービスの現状について理解を深めながら、自らのニーズに合ったプランを選択することができるようにするために、利用者の理解を助けるといった観点から、分かりやすく、納得感のある料金・サービスの実現としているところがございます。第1の柱の中には、昨年10月に施行されました改正事業法のうち、通信料金・端末代金の完全分離について着実に実行するといったような取組、また、本ワーキンググループの報告書においても御指摘のありました頭金の用法の是正に代表されるような、誤解を与える表記の是正に関する取組、他事業者への乗換えのための手続などについて利用者に分かりやすく解説したポータルサイトを構築することで、それぞれのニーズに合ったサービスを容易に選択できるようにする消費者の一層の理解の促進に資するような取組、また、中古端末を含めまして、端末の流通市場の活性化といった取組が含まれているところがございます。

続きまして第2の柱といたしましては、MNO-MVNO間又はMNO間といったところの競争によって、料金の低廉化やサービスの多様化といった多様で魅力的なサービスを生み出すといった観点から、事業者間の公正な競争の促進としているところがございます。第2の柱につきましては、MVNOによる低廉で多様なサービスの提供を促進するために必要となるデータ接続料や音声卸料金の一層の低廉化に関する取組、また、MNO間の公正な競争環境の整備を行うため、周波数の有効利用の促進やインフラシェアリングの促進といった取組が含まれているところがございます。

最後に第3の柱といたしましては、これらの競争によって実現した多様なサービスやプラン、これに利用者が自由に、そしてできるだけスムーズな形で乗り換えることができるよう、乗換えを手軽にするといったような観点から、事業者間の乗換えの円滑化としているところがございます。第3の柱につきましては、先ほどの改正法のうち、その改正法に

適合した契約への移行を促進するため、過度の期間拘束の禁止など行き過ぎた囲い込みの是正に関するような取組、また、MNP手数料の原則無料化等を内容とするガイドライン改正を含むMNPの利用環境の整備に関する取組、キャリアメールの持ち運びの実現に関する取組ですとか、不要なSIMロック解除の推進に関する取組、また、現在多くのMNOで提供されていないスマートフォン向けのeSIMを、MVNOも含めて提供してもらうためのガイドラインの策定などを含んだeSIMの促進に関する取組、あとは固定通信と携帯電話のセット割引が不当な競争を引き起こしていないかどうかなどを検証する固定と携帯のセット割引等の検証、このような取組が含まれているところでございます。

また、今後の進め方につきましては、御覧のページの下のほうに、「3. 今後の進め方」と記載しておりますので、御覧いただければと思います。

総務省におきまして、第1の柱から第3の柱までに示した取組につきまして、スピード感を持って取り組んでいくとしているところでございますし、必要に応じて、公正取引委員会や消費者庁とも協力していこうとしているところでございます。また、今後の携帯電話の電波の割当てにおきましても、これらの取組の対応状況などを踏まえて審査していくとしているところでございます。

今後のモバイル市場の競争状況につきましては、本ワーキンググループを中心に毎年検証を行うとしているところでございまして、必要に応じて、既存の取組の見直しとか、追加的な対策を行っていくことを考えているところでございます。

以上がアクション・プランについての説明でございます。

続きまして、資料2を御覧ください。表紙をおめくりいただきまして、一枚ものでございます。新しいタスクフォースの設置についてでございます。このタスクフォースにつきましては、先ほど説明させていただきましたアクション・プランのうち第3の柱に当たります事業者間の乗換えの円滑化に資する取組につきまして、集中的かつ専門・技術的な検討を行うためのタスクフォースといたしまして、本ワーキンググループの下に設置したいと考えているところでございます。また、その名称につきましては、事業者間の乗換えの円滑化についてということでございますので、「スイッチング円滑化タスクフォース」としてはどうかとしているところでございます。

ここでの検討課題といたしましては、資料の真ん中辺りにございますように、先ほどアクション・プランの中での説明にもありましたが、eSIMの促進、SIMロック解除の一層の推進、キャリアメールの持ち運びの実現に向けた検討、MNPの手続の更なる円滑

化に向けた検討、その他スイッチングの円滑化に係る課題という大きく5つの課題を挙げさせていただいているところでございます。

スケジュールにつきましては、資料の下のほうを御覧いただければと思っております。本日、このタスクフォースの設置をお認めいただけるようであれば、あまり日を置かずに第1回を開催いたしまして、関係者ヒアリングなどを行いながら、3月までには取りまとめ案を策定していきたいというようなスケジュール感を考えているところでございます。また、このタスクフォースにつきましては、本ワーキンググループの下に設置するというところでございますので、本ワーキンググループに対しても、節目、節目のタイミングで報告を行うといったことを予定しているところでございます。

説明は以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見のある方は御発言、またはチャットで御合図いただければ御指名しますので、よろしく願いいたします。なお、タスクフォースの問題とアクション・プランの問題は密接に絡んでおりますので、どちらについてでも結構でございますので、御発言をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。いかがでしょうか。

特にありませんか。皆さん何かあるかと思うのですが。

北構成員、どうぞ御発言をよろしくお願い致します。

【北構成員】 野村総研の北でございます。

アクション・プランについてですが、第1の柱の中に、改正事業法の着実な執行、違反事案の摘発というのがあるのですが、私の元には、このガイドライン等の規律の潜脱につながるような行為のタレコミが日々あります。本日この場では具体的に申し上げませんが、後ほど事務局とシェアさせていただきますが、中には頭金を絡めたもの、セット販売を活用したもの、クレジットカードや携帯電話補償サービスを利用したものなど、手口が多様化してきておまして、かなり巧妙なもの、あるいはモラルが問われるようなものなどいろいろあるんです。このような行為で公正な競争が損なわれることがないように、随時かつ迅速にガイドラインを見直していく必要があると考えています。

また、何でこういう行為が減らないのかということについても同時に検討を進めなければ、たちごっこが永遠に続いてしまうと思います。消費者保護ルールの在り方に関する検討会とも連携しながら、キャリアと代理店との新しい関係性、代理店ビジネスの在り方

について、ぜひ並行して検討を進めていければと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、続きまして西村構成員、どうぞ御発言ください。

【西村（真）構成員】 ありがとうございます。アクション・プランの中で、SIMロック解除の推進も中心的な話として挙げられていると思います。SIMロック解除についてはかなり浸透してきつつあるのですが、新たな問題として、SIMロック解除済み端末がどこのキャリアでも使えるわけではないという話、メーカーのOEM品でそれぞれのキャリアさんが自社のバンドに応じた仕様にしていらっしゃるせいで、必ずしもA社でSIMロック解除した端末がB社で使えないという話もあります。そもそも大変広範囲に対応しているような端末もあれば、限定された端末もあります。

消費者の立場としては、自社に合ったようにカスタマイズされている端末っていかなものかという疑問もあるのですが、現状を踏まえた上でやっていただきたいこととしては、動作確認済み端末についての情報提供を分かりやすい形でやっていただきたいと希望しております。よろしく願いいたします。

【新美主査】 どうもありがとうございます。

それでは、相田構成員、どうぞ御発言をお願いします。

【相田主査代理】 第3の柱の③番、あるいはタスクフォースの検討項目に挙がっておりますけれども、キャリアメールの持ち運びの実現に向けた検討ということで、そもそも最初にMNPの検討に参加させていただいた者といたしましてコメントさせていただきま

す。

MNPといったときには、従来の電話番号で着信できることと、発信したときに元の電話番号がついているというのが完全にセットになっているわけですが、今回のキャリアメール持ち運びの実現に向けた検討というところで、着信できればいいのか、発信したときも元のアドレスがつくところまで検討しようとしているのかということが、マスコミ報道なんかでははっきりしないところがございます。電気通信番号は総務省から割り当てたものですが、普通のメールアドレス、@docomo.ne.jpといったようなものは、キャリアさんがそれぞれ獲得されて、キャリアさんの名前が明示的に入っているということでもって、キャリアを動いた後でも元のキャリアが明示的に入ったようなメールアドレスから発信されることについては、迷惑メール対策の点なんかでもいろいろ問題があると

ということで、MNP導入のときには見送った経緯がございます。このタスクフォース等なんかでもって関係者ヒアリングというようなことをするだけでも、このメールアドレスというのはもうモバイルキャリアの中に閉じた話ではないので、こちら辺については、インターネット関係者に広く御意見を伺っていただければと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。なかなか私もこの辺がどうなるのか心配しておりましたので、非常に的確な御指摘をいただいたかと思えます。

それでは、大橋構成員、どうぞ御発言をお願いします。

【大橋構成員】 ありがとうございます。簡単にですけれども、今回のタスクフォースを設置していただけるということで、まさに専門的・技術的な知見が求められる検討項目だと思っています。このところでは事業者の提案が技術的に正しいかどうかの検証も必要だと思いますけれども、場合によると、委員の方々に代替的なというか、どうやったら費用対効果の中で進められるのかというふうな御知見もいただくようにしていただけるのがいいかとも思いますので、ぜひタスクフォースでの活発な御議論を期待しております。ありがとうございます。

【新美主査】 どうもありがとうございます。そういう意味では非常に重要な視点だと思います。いろいろな角度からの意見が入るように考えていく必要があるかと思えます。

それでは、関口構成員、御発言をお願いします。

【関口構成員】 キャリアメールの持ち運び実現の検討について、先ほど相田構成員からの的確な御指摘があったので、もうあまり言うべきことは残っていないですけれども、キャリアメールについてはこれからのヒアリングの中でも御意見を頂戴する、その上での検討になると思うのですが、キャリアメールが乗換えを手軽にするツールとしてどのぐらい効果があるかを含めて、慎重に検討いただきたいと思っています。もう既にキャリアメール以外のメールも普及していますし、メールそのものの存在意義も以前に比べると少し低下しているかというタイミングの中で、キャリアメールの持ち運びに必要な開発コストと、そのニーズをぜひ慎重に検討いただけたらと思っています。

以上です。

【新美主査】 どうもありがとうございます。それぞれ今後の検討をするために重要な御指摘いただいたかと思いますが、ほかに御発言がございましたらどうぞよろしく願います。

私は北構成員の御指摘で、代理店とキャリアの関係をもう少しきちんとしたらどうかということについては、今回の中からは抜けているような気がしますけれども、重要な視点だと思っております。代理店の位置づけ、これは法律的にやるとそんな難しいことではないのかもしれませんが、実態としてユーザーが見る代理店と、それから事業者の側から見る代理店の位置づけが大分違っている、そごがあると感じていますので、この辺は明らかにしていく必要があるのではないかと思います。どこでやるかはもう少し議論しておく必要がありますが、大きな課題だろうと思っています。

ちょうど何十年か前ですけれども、似たような問題は、保険業界における代理店はどういうものかということが大きな議論になったことがありますして、保険業界がどんどん伸びていくときの問題でしたが、それが大分落ち着いてきたというのが現状だと思います。そのことを思い返すと、携帯電話における代理店の位置づけというのは真剣に議論しなければいけないと、そのように感じさせていただきました。

あと御発言がございましたら、どうぞよろしく申し上げます。

特にございませんか。大体このアクション・プランの御説明と、それからタスクフォースの問題については、ほかにはもう議論がないということでもよろしいでしょうか。

特にございませんようですので、意見交換はこれくらいにさせていただきたいと思えます。もしあればまた後ほどだと思います。

それでは、「スイッチング円滑化タスクフォース」ということで事務局から御提案がありました。この開催に当たりましては、タスクフォースが集中的かつ専門・技術的に検討を進めていくことが肝になる。先ほど皆様から御発言をいただきましたようにその辺が非常に重要だと思いますので、構成員の選定や日程などについて決めていくのが重要かと思えますが、それらにつきましては事務局とも相談しながら、主査である私に御一任いただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。もちろん御意見があれば、事務局にその旨を伝えていただければ幸いです。いずれにしても迅速に構成員とか日程を決めたいと思えますので、御一任いただけたらありがたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【新美主査】 特に反対の御意見がなければ賛成というふうに扱わせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、どうもありがとうございます。事務局と相談しながら、適任の人を選択して、

日程もできるだけ早く進めていただくように、先ほどの資料にありましたようなスケジュールを組めるようにしたいと思います。

どうも皆さんありがとうございます。

それでは、今後、開催に当たっては準備事務局において進めていただけたらと思いますが、我々ワーキンググループとしましても、タスクフォースにおける検討がある程度進んできた段階で、検討状況について適宜お伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今日の重要な議題のもう一つであります、議題3、「MNPガイドラインの改正について」でございますが、事務局から御説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【水井番号企画室課長補佐】 事務局でございます。資料3を御覧ください。MNPガイドラインの改正についてでございます。

表紙をおめくりください。こちらにつきまして本ワーキンググループの報告書を踏まえまして、MNPガイドラインの改正に関するパブリックコメントを実施しております。この資料では、その内容について説明いたします。

まず1、パブリックコメントの期間でございますけれども、令和2年11月3日火曜日から12月8日火曜日までパブリックコメントを実施しております。実際の資料は、参考資料2を添付しておりますので、そちらを御覧いただけたらと思ひます。基本的には、ワーキンググループ報告書の内容に沿ったものとなっております。

具体的には2ポツにございますけれども、利用者負担料金等、ウェブにおける利用環境改善、引止め行為の禁止、MNP予約番号関連等について記載しております。最後、その他で記載させていただいておりますが、適用時期は、令和3年4月1日からの適用にすることとしております。ただし、同日前であっても改正事項の対応を行うことは妨げません。またMVNOに対し、総務省の確認を要件として、ウェブの終日対応等の例外を認めることとしております。

説明は以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

特に何か質問があればということですが、なければ次に進みたいと思ひますけれども、何かここで確認しておきたいことはございますか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議題4「モバイル市場の最近の動向について」、事務局から御説

明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【仲田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。資料4、モバイル市場の最近の動向についてを御覧ください。本日この資料4で、2点御説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。1 点目でございますが、先般、KDD I 及びソフトバンクが発表した新しい料金プランについてでございます。KDD I のUQモバイルブランド、及びソフトバンクのワイモバイルブランドが、2020年10月28日、新たに大容量20ギガバイトの料金プランを発表しています。開始時期につきましては下の表にございませとおり、それぞれUQモバイルの料金プランについては来年の2月以降、ワイモバイルの料金プランについては本年12月下旬以降の提供予定となっております。

2 ページ目を御覧ください。携帯電話事業者各社の料金プランの比較でございます。こちらの資料につきましてはこれまでもワーキンググループでお示ししているものですが、先ほど御紹介いたしました新たな料金プランにつきまして、右側の大容量の領域に追加しておりますので、御紹介でございます。

3 ページから6 ページは各社の料金プランの参考になりますので、御参考に後ほど御覧ください。

続きまして、7 ページを御覧ください。2 点目、SIMロック解除についてでございます。SIMロック解除に関するルールにつきましては、昨年11月にガイドライン改正を行いまして、こちらを踏まえまして、現在では一定の条件を満たした場合には、端末購入時にSIMロック解除が可能となっております。

各社の対応状況でございますが、まずはMVNO事業者につきましては、2020年4月より、SIMロックの設定自体を中止しています。一方でMNO事業者である、NTTドコモ、KDD I、及びソフトバンクはSIMロックを設定しています。3社の購入時の対応でございますが、NTTドコモは端末の購入時に、一括購入またはクレジットカードによる分割払いの場合には、端末購入者の申出がなくてもSIMロックが解除された状態の端末を渡す取組を、今年の8月から実施しています。一方でKDD I 及びソフトバンクは、一括購入またはクレジットカードによる分割払いの場合には、端末購入者の申出に応じてSIMロックを解除する取組を実施しています。

続きまして、8 ページを御覧ください。一番最近のSIMロック解除件数の推移となっております。SIMロックが解除された端末の数は、2016年度第1四半期以降に大きく増加しておりまして、1四半期当たり平均23%増となっております。特にグラフを御

覧になりますとお分かりになるとおり、2020年度第2四半期にはSIMロック解除件数が190万件を突破し、対前年同期比2.2倍となっております。この要因ですが、先ほど御紹介いたしましたとおり、NTTドコモが今年の8月から、申出なしに条件を満たした方に対しては、自動的にロック解除する取組を開始しておりまして、その影響を踏まえたものと考えております。

なお、構成員の皆様には、次の9ページになりますが、構成員限りの資料として、3社のSIMロック解除件数の内訳もお示ししています。

議題4については、以上でございます。

【新美主査】 御説明ありがとうございました。

議題4につきまして、特に御質問等がございましたら御発言いただきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

SIMロック解除の点について若干コメントさせていただきます。SIMロック解除の数が非常にいいペースで増えていると思いますけれども、そもそもSIMロック解除というのは、事業者にとっては利益があるけれども、ユーザーにとっては何ら利益があるとは思われませんので、事業者がSIMロックすることについて合理的な理由がなくなったら、自動的に解除するという方向に行っていただけるとありがたいと思います。その意味でドコモさんが、必要がなくなったら自動的に解除するというのは、私個人の立場からは非常に好ましいと思いますが、他のキャリアさんもその点はぜひ御考慮いただけたらと個人的には思いますので、あえてコメントさせていただきました。

ほかにございませんか。

それでは、続きまして、議題5の「頭金に関する注意喚起について」、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【雨内消費者行政第一課課長補佐】 事務局でございます。資料5を御覧ください。こちらはアクション・プランを踏まえまして、一昨日、消費者庁と連名で公表いたしました注意喚起でございまして、こちらに関して御報告を申し上げたいと思います。

アクション・プランの中における携帯電話業界特有の頭金の用法の是正の一環といたしまして、こうした用法などに関して消費者の理解を促進しようというものでございます。ポイントの部分だけかいつまんで申し上げますと、まず1点目、頭金ที่เขา業界と異なる用法で用いられていることを示しているものになっておりまして、具体的に申し上げますと、頭金が支払い総額から分割払い額を差し引いた額に一致するということは、この業界でも

他業界でも同様と考えておりますが、ここにお示ししているように、店舗ごとに割賦払い額に上乗せする金額として頭金を表示していることが他業界と異なっているということをまずお示ししているものでございます。

また、このような経緯の下で、2点目にあるように、「頭金0円」という表示を殊さらに強調しての広告がなされておりました、こういうものに気をつけていただくようお願いすることと、頭金の減額によって他店より携帯電話の端末料金が安くなるとは限らないということをお示ししているものであります。

また3点目、これらの背景にもあることですが、携帯電話端末の販売価格が、同じような看板を掲げたキャリアショップであっても、店舗ごとに異なるという事実があまり認識されていないということで、これについても改めてお示したもので、支払い総額の多寡をよく確認し購入いただくよう、皆様に周知しているものでございます。

文章は割愛させていただきまして、3ページや4ページ目には、一般的な頭金と携帯電話業界における頭金の用法の差異の模式図、あるいは実際に散見されたような、「頭金0円」の訴求のイメージの模式図をお示ししておりますので、適宜御覧いただければと思います。一昨日の公表の後、両省庁のホームページで本件の注意喚起を掲載したほか、それぞれのツイッターアカウントで発信を行ったり、あと消費者庁からは、国民生活センター及び全国の消費生活センターへ周知を行う予定であると聞いております。引き続き関係行政機関と連携しながら、この問題に関して端緒を当たっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【新美主査】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について格別の御質問、あるいはコメントがございましたらよろしくお願ひします。

先ほど冒頭に、北構成員が頭金のことに関連してコメントがありましたが、あえて詳細は話さないとおっしゃったのですが、北構成員、ここで何かコメントはありますか。

【北構成員】 頭金を使った巧妙なやり口があるんですが、ここで言うのは避けます。ただ、せっかく御指名をいただいたので、頭金についてコメントさせていただいてよろしいですか。

【新美主査】 お願いします。

【北構成員】 今は3キャリアのショップを見ると、頭金がついているのは主にドコモショップであって、ソフトバンクショップ、auショップではほとんどついておりません。

頭金というものがどうかはさておき、販売代理店が携帯電話端末を再販する価格は自由なわけですし、頭金をつけないと代理店さんは端末販売によってほぼ粗利が得られない状況になっていることを考えますと、独禁法との関係、代理店とキャリアさんとの関係、非常におかしな販売が行われているということもありますので、ここも含めて、今後検討できればと思っています。

【新美主査】 ありがとうございます。どうも根は相当深そうだという印象を受けましたが、それを含めて、キャリアさんと代理店の問題、特にどういうことが消費者にとってポイントなのかをいずれかの機会にきちんと掘り下げていく必要があるかと思います。北構成員、どうもありがとうございます。

ほかに御発言はございますか。よろしいでしょうか。

本日の議題は以上でございますが、特に御発言がなければ我々の会合はこれにて終わります。最後に事務局から連絡事項があれば、よろしく申し上げます。

【中島（淳）料金サービス課課長補佐】 事務局です。

本日の会議を踏まえまして、「スイッチング円滑化タスクフォース」の準備を進めさせていただきたいと思います。また、次回以降の会合につきましては、先ほど主査からも御説明がありましたけれども、タスクフォースの審議の進捗状況等を注視しながら、改めて調整の上、事務局から御連絡したいと思います。

事務局からは以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございます。

それでは、今後についての詳細は後ほど事務局から御連絡をいただくということで、皆様方、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。お忙しい中御参加いただきまして、ありがとうございました。

以上